

令和6年2月9日

まちづくり委員会資料

公園内の受動喫煙対策に向けた取組について

建設緑政局

公園内の受動喫煙対策に向けた取組について

1 目的

受動喫煙による健康への影響が大きいと考えられる子ども等の望まない受動喫煙について、公園における対策を試行実施し、喫煙の取扱いについて検討します。

2 現状の対応

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、禁止はしていません。

現在、公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしているところです。

<参考（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）>

- (1) 子どもや患者に特に配慮が必要な施設（学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等）⇒敷地内禁煙
- (2) (1)以外の多数の者が利用する施設（旅客運送事業船舶・鉄道、ホテル等）⇒原則屋内禁煙



<参考（実際に公園に設置している注意喚起看板）>

3 公園利用者からの喫煙に関する意見

建設緑政局宛てに届く意見は、公園内での喫煙による副流煙についてが多く、各区役所道路公園センター宛てに届く意見は、吸い殻のポイ捨て、喫煙による周辺へのにおい、注意喚起看板設置の要望が多い傾向にあります。

(1) 建設緑政局宛て、過去3カ年に届いた受動喫煙に関する意見数

	市長への手紙	サンキューコール かわさき	オンブズマン	子ども・若者の “声” 募集箱	その他 (電話、メール等)	合計
R3年度	5件	0件	0件	—	2件	7件
R4年度	9件	0件	1件	—	1件	11件
R5年度	7件	1件	1件	1件	2件	12件

※子ども・若者の“声”募集箱は令和5年度から実施。

<参考（道路公園センター宛て 令和4年度に届いた喫煙全般に関する意見数）>

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	5件	8件	10件	9件	8件	7件	14件	61件

※各区役所道路公園センターの公園陳情処理簿から集計。

※意見の主な内容：吸い殻のポイ捨て、におい、注意喚起看板設置の要望 等。

(2) 受動喫煙に関する主な意見内容

- 目の前の公園に複数人が毎日のようにタバコを吸いながら長時間談笑しております。家族に気管支系の疾患持ちもいることから健康面での不安もありますので、公園の喫煙ルールについて厳格化していただけませんか。
- 公園や屋外ベンチなどでは喫煙者が我がもの顔ではばを利かせ、非喫煙者は受動喫煙をしたくないためにそこには近寄れません。
- 登下校時などでも子どもの近くで歩きタバコしている人がいて危険で健康に悪い。ある公園ではベンチやブランコ周辺が吸い殻ばかり。
- 公園の中で毎朝タバコを吸ってる人がいます。みんなの公園を汚してほしくないです。タバコ吸ってる人がいると怖くて公園に行くのをやめたくになります。
- 赤ちゃんは息を止めることもできず、副流煙をまともに吸い込んでしまいます。市民の心身の健康のため、市内全域の路上喫煙禁止の実現をよろしくお願い申し上げます。
- 吸い殻のポイ捨てがあったり、遊具の近くのベンチで子供が遊んでいるにも関わらず吸っている人がいます。副流煙が人体に及ぼす影響は世間的にもよく知るところだと思います。誰でも公園を気持ちよく利用できるように条例を改正していただきたいと強く望みます。

4 他都市の状況

他都市の公園での喫煙に関する取扱いは、各都市が制定する健康関連条例に基づき、公園を禁煙化している自治体と、公園管理者が定める管理条例により禁煙化を予定している自治体に分けられます。

(1) 健康関連条例に基づき取組を行っている自治体

	範囲	内容	根拠	開始年月日
相模原市	全公園 (625箇所)	全面禁煙化 (12箇所で分煙)	健康づくり推進条例	令和5年10月1日
千葉市	全公園 (1,131箇所)	全面禁煙化 (2箇所で分煙)	市受動喫煙防止条例等	令和2年4月1日

(2) 公園管理者が定める管理条例による取組を予定している自治体

	内容	試行実施期間
さいたま市	R4年度：4公園で禁煙化試行 ※対象公園でアンケート調査を実施	令和4年7月21日～ 令和4年10月21日
	R5年度：全公園で禁煙化試行（全1,087箇所） ※4ha以上の大規模公園(24箇所)のみ分煙	令和5年4月1日～ ※実施中
横浜市	5公園を禁煙化試行（全2,715箇所） ※対象公園でアンケートを調査実施	令和5年10月14日～ 令和5年11月19日

【本市と同様に公園管理者による取組を予定している2市（横浜市・さいたま市）へのヒアリング結果】

- ・対象公園を絞り、試行実施を行うことで、公園特性に応じ、パターンに分けて検証できた。
- ・段階的に周知することで、本格実施時の周知効果の増加が期待できる。

公園内の受動喫煙対策に向けた取組について

5 試行実施について

公園内における受動喫煙対策に向けた取組を進めるため、対象公園を選定し、利用者アンケートを実施します。

(1) 対象公園選定の考え方

- ① 指定管理者または現在配置している公園パトロール員（南部地区）によって現地確認ができる公園。
- ② 公園種別・規模ごとに、特徴のある立地場所や利用者から意見があった公園。

(2) 対象公園

公園名	所在地	種別	面積 (㎡)	概要	主な公園施設
1 等々力緑地	中原区 等々力 1-1	総合	435,914	各種競技が行える大規模な指定管理公園	各種競技場、野球場、釣池、広場、アリーナ、事務所 等
2 大師公園	川崎区 大師公園 1	地区	87,956	遊具や庭園の他に運動も可能な指定管理公園	中国庭園、野球場、テニスコート、遊具、事務所 等
3 西菅公園	多摩区 菅北浦 4-13	近隣	20,000	遊具の他に運動も可能な公園	野球場、テニスコート、遊具、広場
4 東渡田第2公園	川崎区 鋼管通 1-8-1	街区	2,154	病院前にある身近な公園	遊具、広場
5 東田公園	川崎区 東田 3-25	街区	3,221	商店街の中にある身近な公園	コミュニティハウス、遊具、広場
6 こすぎコアパーク	中原区 小杉町 3-1302	街区	1,100	駅前にある身近な公園	飲食店舗、広場

<参考（川崎市の都市公園数）>

公園数	住区基幹			都市基幹		特殊				都市緑地	都市林	緑道	合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植物	広場	墓園				
997	31	6	4	1	1	1	1	1	2	95	43	19	1,201

(3) 実施内容

- 対象公園は試行期間中、全面禁煙化します。（加熱式タバコも対象。）
※イベント開催時等に主催者が設置する喫煙所を除く。
- 適宜、パトロールを実施し、喫煙をしないよう御協力をお願いします。
- 対象公園の入口等に試行中であることを示す周知看板、ポスター等の掲示。
- 対象公園で、公園内における受動喫煙対策の考え方について、手渡しアンケートを実施。

【アンケート項目（案）】
 ・喫煙習慣はありますか？
 ・公園での喫煙をどう思いますか？
 ・喫煙のどのようなところが気になりますか？ など



<周知看板イメージ（案）>

(4) 期間

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火） 61日間
 ※公園利用者が増加する春休みの時期を中心に実施。



①等々力緑地



②大師公園



③西菅公園



④東渡田第2公園



⑤東田公園



⑥こすぎコアパーク

6 今後の予定（案）

時期	内容
令和6年3月1日～4月30日	市内6公園にて試行実施 ・対象公園で禁煙の御協力をお願い ・対象公園で現地アンケートを実施
令和6年度中	試行実施でのアンケート結果や寄せられた意見により、公園内での受動喫煙対策の考え方を整理したのち、パブリックコメント等の実施による意見を踏まえ、公園内での喫煙に関する取り扱いについて、方針を決定します。